

# 個人型確定拠出年金について

(担当：笠木)

平成 28 年 5 月 24 日に確定拠出年金の改正法が成立し、個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo(イデコ)）の加入者の範囲が拡大される事になりました。今回のニュースレターでは、個人型確定拠出年金についてその概要を簡単に説明します。

## (1) 確定拠出年金について

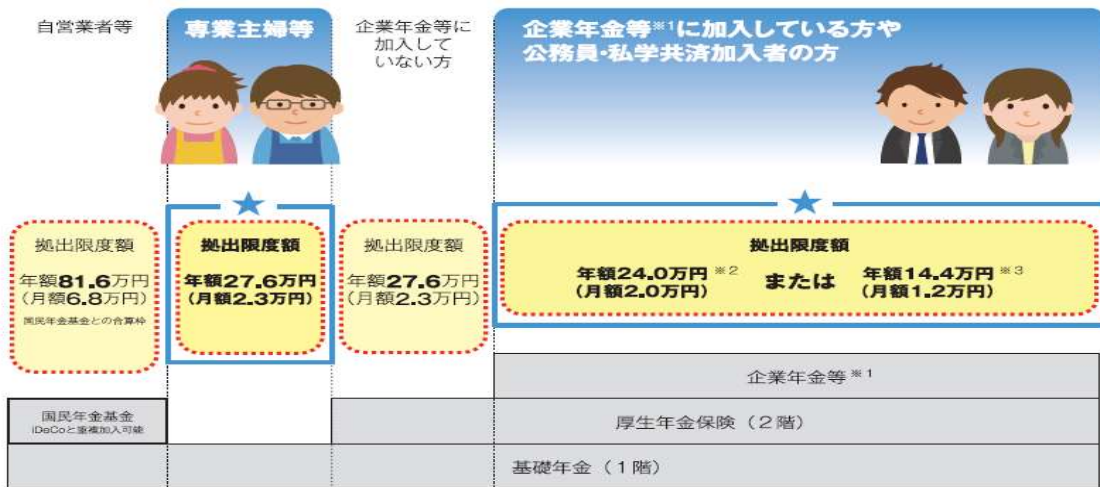
確定拠出年金とは、国民年金基金や既存の企業年金に加え、新たな選択肢として公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。国民年金基金等の確定給付年金と組み合わせる事により、老後の所得保障の一層の充実が可能なものとなります。

将来の給付額は、毎月の掛金を加入者が定めて拠出し、加入者が運用方法を定めることにより決定されます。

## (2) 加入者の範囲の拡大（改正点）

これまで個人型確定拠出年金の加入対象者は自営業者や、企業年金等に加入していない方に限定されていました。

平成 29 年 1 月以降は、専業主婦や公務員の方を含め基本的に 60 歳未満のすべての方が加入できるようになります。（下記図★部分が平成 29 年 1 月から新たに加入できる部分）



※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約で iDeCo への加入を認めている場合のみ加入可能。  
※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。  
※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額（公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます）。

## (3) 節税効果

個人型確定拠出年金に加入することにより、下記①～③の各時点において節税効果を受けることが出来ます。

### ①掛金拠出時

毎月の掛金が全額所得控除の対象となります。よって年掛金に対し所得税 5～45%、住民税 10%が減額されます。

※掛金にはご本人の状況に応じた拠出限度額があります。（下図参照）

### ②運用益が非課税

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税 20.315%）がかかりますが、個人型確定拠出年金の運用益は非課税となります。

### ③受給時

給付金を受取るとき、一時金として受取るときは退職所得として「退職所得控除」、また年金として受取るときは「公的年金等控除」の税制優遇制度が適用できます。

## (4) 終わりに

上記の通り、確定拠出年金には、①掛金支払時、②運用益、③受給時の各段階において税メリットがあります。

一方、原則 60 歳までに途中引き出しができない、管理コストがかかる、運用リスクは加入者本人にある等の注意すべき点もあることから、これらを考慮した上で加入を検討する必要があります。